免許	免許の内容となるべき事項					漁業権者
番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	淡路市室津地先		
共	<i>"</i>	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域		室津浦漁協
第	<i>II</i>	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		
125	<i>"</i>	あまのり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界		
号	<i>II</i>	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・旧津名郡一宮町界		
	<i>"</i>	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから310度1,200メートルの点		
	<i>"</i>	かき漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから310度1,000メートルの点		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	<i>"</i>	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	// なっぽサロ海米	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			

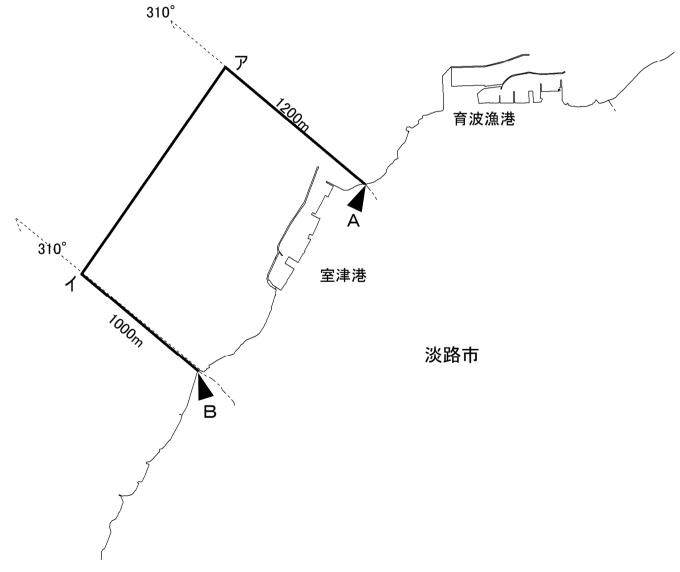
漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで付 記制限又は条件 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第125号 漁場の位置 淡路市室津地先 漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域

A 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界 B 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・同郡一宮町界

ア Aから310度1,200メートルの点

イ Bから310度1,000メートルの点



平成25年9月1日 免許 共第125号漁場

